

退職後の医療保険制度について

- I 退職後の医療保険制度
- 2 資格確認書等の返却
- 3 退職後に医療機関等を受診するとき
- 4 退職後に受けることができる給付金

1 退職後の医療保険制度

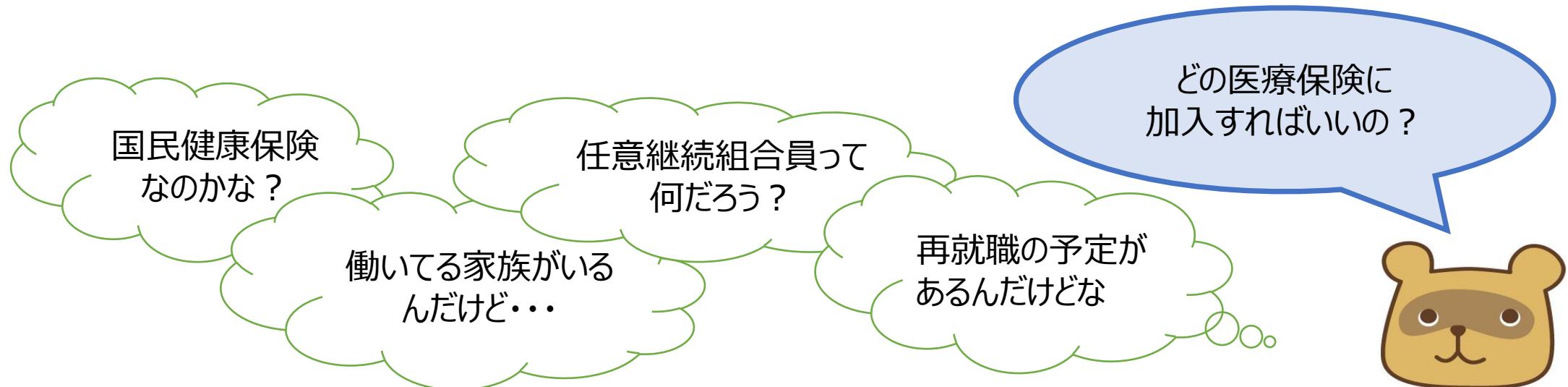
退職（任期満了）により、公立学校共済組合の組合員資格を喪失する。

- 退職日や任期満了日の翌日に、組合員資格を喪失します。
- 被扶養者として認定している家族も、同じ日に、被扶養者資格を喪失します。



新たに「公的医療保険制度」に加入する手続が必要。

- 資格喪失後は、1日も空けず、いずれかの「公的医療保険制度」に加入する必要があります。



1 – 1 ① 公的医療保険制度とは

- すべての国民は、いずれかの「公的医療保険制度」に加入する必要があります（国民皆保険制度）。
- 加入している人は、誰もが必要な時に、適切な「保険診療」を受けることができます。

公的医療保険制度の体系

公的医療保険制度				加入する人	
職域保険	被用者保険	健康保険組合	大企業が単一で運営または同種同業の企業が合同で運営	75歳未満の人	企業等で働く人
		全国健康保険協会 (協会けんぽ)	健康保険組合を設立していない中小企業が加入		船舶所有者に使用される船員
		船員保険	全国健康保険協会が運営		国家公務員
		国家公務員共済組合	文部科学省共済組合、厚生労働省共済組合 等		地方公務員
		地方公務員共済組合	公立学校共済組合、市町村職員共済組合 等		私立学校の教職員
		私立学校教職員共済			医師、歯科医師、弁護士など
	国民健康保険組合	同種の事業や業務に従事する人で組織される	自営業の人など、被用者保険に加入しない人		
地域保	国民健康保険	都道府県・市町村が運営		75歳以上の人 65歳以上75歳未満で一定程度の障害状態にあると認定された人	
後期高齢者医療制度		都道府県単位で設置されている後期高齢者医療広域連合が運営主体			

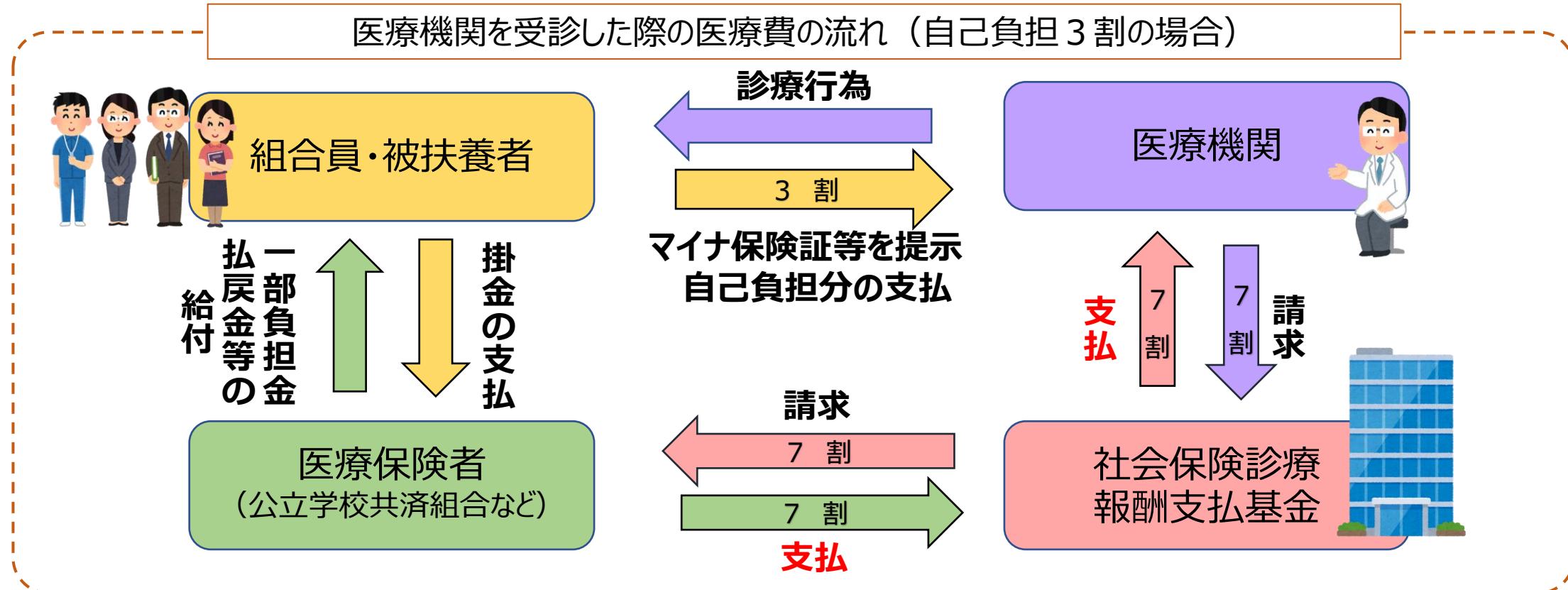
1 - 1 ② 保険診療の仕組み

- 保険診療とは、医療保険制度が適用される診療のことです。
- 公的医療保険制度に加入している人は、マイナ保険証等を提示することで、保険診療を受けることができます。
- 保険診療を受けた場合、窓口で支払う医療費は、総医療費のうち自己負担分のみとなります。



※自己負担が3割になる人

- ①小学校入学後から69歳までの人の場合
- ②70歳から74歳まで現役並みの所得がある人の場合



1 – 1 ③ 保険診療を受けるには

- 医療機関等を受診するときは、医療機関等が資格情報を確認するため、次のいずれかを提示してください。

提示するもの	形状・入手方法	備考
マイナ保険証 	マイナンバーカード マイナンバーカードを取得し、保険証利用登録をする。	医療機関等がマイナ保険証に対応していないなど、マイナ保険証で資格確認ができないときは、「マイナポータルの資格情報画面(注1)」または「資格情報のお知らせ(注2)」を併せて提示してください。
資格確認書 	医療保険者により異なる。 (公立学校共済組合はハガキ型) <ul style="list-style-type: none">資格取得時に申請する。医療保険者が職権で交付する	マイナンバーカードを取得していないなど、マイナ保険証を利用できない人に交付されます。医療機関等で提示することで、保険診療を受けることができます。

注1 マイナポータルについては、「マイナポータル操作マニュアル (<https://img.myna.go.jp/manual/sitemap.html>)」などを参照してください。

注2 加入先の医療保険者が発行する、あなたの健康保険の資格情報をお知らせするものです。発行については、加入先の医療保険者にお問い合わせください。

1 – 2 ①公的医療保険制度の選択

※ 75歳以上の方は、全員が「後期高齢者医療制度」に加入します。

スタート

75歳未満の人が、退職（資格喪失）後、
1日も空けず再就職をする

1 ~ 4 の
どこに加入できるか
○をつけてみてね！



医療保険の適用がある

いいえ

任意継続組合員に加入できる（組合員期間が、
退職日を含めて引き続き1年と1日以上ある）

いいえ

はい

はい

いいえ

任意継続組合員になる

いいえ

家族が加入している医療保険の被
扶養者要件を満たしており、被扶養
者になる

本人の選択

はい

1

再就職先の医療保険

再就職先で手続

2

公立学校共済組合の
任意継続組合員

当支部で手続

3

家族が加入する
医療保険の被扶養者

家族の職場等で手続

4

国民健康保険

市区町村の国保担当窓口で手続

60歳未満の組合員と被扶養者は、
それぞれ国民年金の加入手続が必要です。

手続きの際に「資格喪失証明書」が必要です。
退職時、事務担当者に「必要です」と伝えて下さい。

1 – 2 ② 各公的医療機関制度への加入手続 (チャート解説)

加入する公的医療保険制度	手 続	備 考
1 再就職先の健康保険	<ul style="list-style-type: none"> ●再就職先にお問い合わせください。 ●公立学校共済組合に加入する場合は、新しい所属所で手続をしてください。 <p style="text-align: right;">公立学校共済組合広島支部組合員の資格取得要件は、1-2③参照</p>	
2 公立学校共済組合の任意継続組合員	<ul style="list-style-type: none"> ●当支部に必要書類を提出してください。 ●提出期限は、退職日を含め、20日以内（当支部必着）です。 ●60歳未満の組合員と被扶養者は、国民年金の加入手続が必要です。 <p style="text-align: right;">詳細は「1 – 3 任意継続組合員となるための要件」を参照</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●60歳未満の組合員と被扶養者は、国民年金への加入手続の際、当支部が発行する「資格喪失証明書」が必要となります。
3 家族が加入する医療保険の被扶養者	<ul style="list-style-type: none"> ●家族の勤務先にお問い合わせください。 	<ul style="list-style-type: none"> ●手続の際、当支部が発行する「資格喪失証明書」が必要となる場合があります。
4 国民健康保険	<ul style="list-style-type: none"> ●お住いの市町村国民健康保険担当窓口にお問い合わせください。 	<ul style="list-style-type: none"> ●①②③に加入しない人すべてに加入義務があります。 ●手続の際、当支部が発行する「資格喪失証明書」が必要となります。

当支部が発行する「資格喪失証明書」の入手方法

- ①退職手続の際、所属所の事務担当者に、「必要です」と申し出てください。
- ②事務担当者は、当支部に「資格喪失報告書」を提出する際、「資格喪失証明書が「必要」に○を付けてください。
- ③当支部での手續が完了したら、退職時の所属所宛に送付します。

1 – 2 ③ 公立学校共済組合の組合員資格

(福利厚生事務の手引§6 参照)

一般組合員	加入要件	種別
常勤職員 (臨時の任用職員を除く。)	原則採用されたその日から	正規職員、任期付職員(フルタイム)、再任用職員(フルタイム)、特別職常勤職員
会計年度任用職員 (フルタイム)	常勤の職員について定められている勤務時間以上勤務した日が引き続いで12月を超えるに至った場合で、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているときは、その超えるに至った日から	
短期組合員	加入要件	種別
臨時的任用職員	原則採用されたその日から	
非常勤の職員	<p>次の①②③いずれかを満たした場合、短期組合員として資格取得します。</p> <p>① 常勤の職員について定められている勤務時間により勤務することとされている人（常勤の職員について定められている勤務時間により勤務した日が1月間につき18日（1月間の日数（日曜日及び土曜日を除く。）が20日に満たない日数の場合は、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数）以上である人）。</p> <p>② ①以外の人で、1週間の所定勤務時間及び1月間の所定勤務日数が、常勤の職員について定められているものの4分の3以上である人</p> <p>③ ①、②以外の人で、次のいずれにも該当する人</p> <ul style="list-style-type: none"> a 1週間の所定勤務時間数が20時間以上であること。 b 報酬月額が8万8千円以上であること。 c 学生でないこと。 	会計年度任用職員、任期付短時間勤務職員、再任用短時間勤務職員、特別職非常勤職員

1 – 3 任意継続組合員となるための要件

- 要件は、地方公務員等共済組合法第144条の2第1項で定められています。

1 退職の日の前日まで、**引き続き1年（退職日を含めて1年と1日）以上** 組合員であった者

- 「一般組合員」「短期組合員」は区別せず、組合員期間を通算します。
- 「任意継続組合員」「後期高齢者医療制度に加入している期間」は含みません。
- 組合員期間が1日でも空いた場合、再度資格を得た日から計算します。
- 令和7年4月1日に任用され、令和8年3月31日に退職した者の組合員期間は「1年」なので、加入できません。

2 退職の日から起算して、20日を経過する日までに申し出る (必要書類を当支部に不備のない状態で提出する（締切日必着）)

- 令和8年3月31日に退職した人の提出締切日は、**令和8年4月17日(金)必着**

4月19日が日曜日だから、
2日早くなるんだね！



1 – 3 ① 任意継続組合員制度に加入できる例

(組合員期間が退職日を含めて引き続き1年と1日以上ある)

※ 色付きの期間が一般組合員または短期組合員として資格がある期間です

引き続く
組合員期間

S62.4.1	36年	R5.3.31 R5.4.1	2年	R7.3.31 R7.4.1	1年	R8.3.31
本務者	暫定再任用職員フルタイム	会計年度任用職員				39年

定年退職後、再任用職員として再就職した場合、1日も組合員期間が空かない場合は全ての期間を通算します。

R6.4.1	6月	R6.9.30 R6.10.1	6月	R7.3.31 R7.4.1	1年	R8.3.31
臨時的任用職員	任期付職員	会計年度任用職員				2年

有期職員で勤務した場合、1日も組合員期間が空かない場合は全ての期間を通算します。

S62.4.1	36年	R5.3.31 R5.4.1	R6.3.31 R6.4.1	2年	R8.3.31
本務者	任意継続組合員	暫定再任用職員3/4時間勤務			2年

定年退職後、任意継続組合員となり再就職した場合、任意継続組合員の期間は通算せず暫定再任用職員3/4時間勤務のみ通算します。

1 – 3 ② 任意継続組合員制度に加入できない例

(組合員期間が退職日を含めて引き続き1年と1日に満たない)

引き続く
組合員期間

例 4

S61.4.1 38年 R6.3.31 R6.4.1 R7.3.31 R7.4.1 1年 R8.3.31

本務者

任意継続組合員

暫定再任用職員3/4時間勤務

1年

本務者の後、任意継続組合員となり再就職した場合、任意継続組合員の期間は通算せず暫定再任用職員3/4時間勤務のみ通算します。

例 5

R6.4.1 11月 R7.3.20 R7.3.21 R7.3.31 R7.4.1 1年 R8.3.31

臨時的任用職員

国民健康保険

臨時的任用職員

1年

臨時的任用職員の後、国民健康保険に加入し再就職した場合、国民健康保険の期間は通算せず臨時的任用職員のみ通算します。

例 6

S61.4.1 38年 R6.3.31 R6.4.1 R7.3.31 R7.4.1 1年 R8.3.31

本務者

暫定再任用職員ハーフタイム

暫定再任用職員フルタイム

1年

本務者の後、暫定再任用職員ハーフタイムに再就職した場合、学校で働いていても公立学校共済組合の資格取得をしないため、暫定再任用職員フルタイムのみ通算します。

2 資格確認書等の返却

退職日の翌日以降、所属所の担当者に速やかに返却してください。

チェック		チェック	
<input type="checkbox"/>	資格確認書	<input type="checkbox"/>	限度額適用認定証
<input type="checkbox"/>	高齢受給者証	<input type="checkbox"/>	特定疾病療養受療証

注意！

- 「資格情報のお知らせ」は返却不要です。
- マイナンバーカードは、誤って当支部に送付しないでください。



退職日の翌日以降に、新しい資格情報が反映される前のマイナ保険証や、当支部が発行した資格確認書等で、医療機関等を受診した場合、

当支部が負担した医療費等（7割部分）を返還していただくことになります。

3 ① 退職後に医療機関等を受診するとき

現在お持ちの資格確認書等は、**退職日の翌日（組合員資格喪失日）**以降、使用できません。

マイナ保険証で受診する人は、
受診する前にマイナポータルで**新しい資格情報が反映されていることを確認**してください。

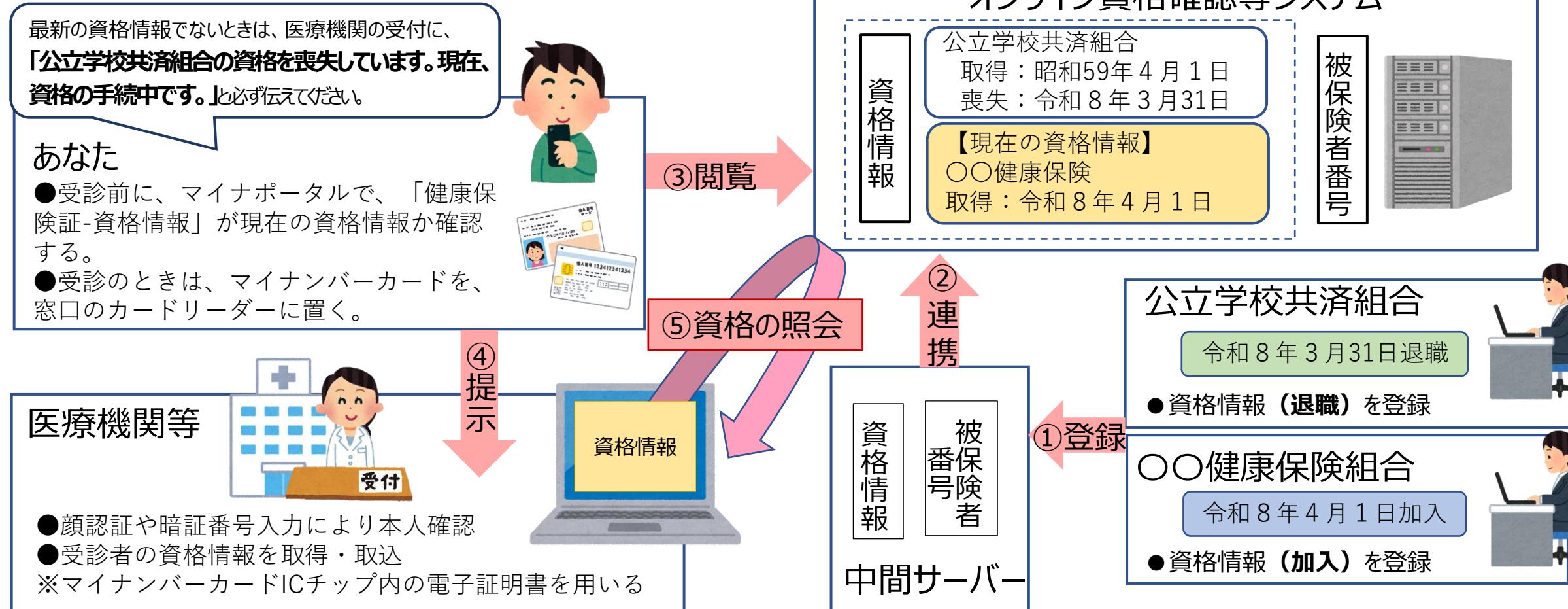
マイナ保険証で受診できない人は、
新しく加入した医療保険者が発行した**「資格確認書」を使用**してください。

新しい資格情報が反映されていないときや、新しい資格確認書が届いていないときは、

医療機関等の受付の方に、
「公立学校共済組合の資格を喪失しています。現在、資格の手続き中です。」
と必ず伝えてください。

3 ② 退職後にマイナ保険証で医療機関等を受診するとき

※ イメージ



- ①各保険者が資格喪失と資格取得の情報を中間サーバーに登録を行う。
- ②中間サーバーに登録完了後、オンライン資格確認等システムに連携される。
- ③マイナポータルで現在の資格の登録状況を確認する。
- ④マイナ保険証を医療機関に提示する。
- ⑤医療機関が現在の資格の登録状況を確認する。

- 中間サーバー：情報提供ネットワークシステムと既存住民基本台帳システムとの情報の授受の仲介をする役割を担うコンピュータのこと。
- オンライン資格確認等システム：医療機関等の窓口でマイナンバーカードのICチップまたは健康保険証の記号番号等により、オンラインにて資格情報を確認する仕組みのこと。

4 退職後に受けることができる給付金（申請が必要）

- 退職により、組合員資格を喪失した後も、下の表の給付については、要件に該当すれば、申請により、給付を受けることができます。申請される場合は、事前に、当支部短期給付係に連絡してください。
- 要件を満たす場合でも、再就職先の被保険者となった人（チャート図 1 に該当する人）は、その後の期間については給付されません。

給付名	給付要件
出産費	1年以上組合員であった人が 退職後6か月以内に出産 したとき。 ※ 被扶養者が出産したときは対象外
埋葬料	組合員が 退職後3か月以内に死亡 したとき。 ※ 退職後死亡するまでの間に再就職先で資格を取得したときは、他の組合から死亡に係る給付が行われるため、当支部から埋葬料は不支給
傷病手当金	1年以上組合員であった人が 在職中に公務によらない病気又は負傷 をし、療養のため引き続き勤務に服することができず、次の①又は②に該当するとき。 ① 退職した際に傷病手当金を受けていたとき。 ② 退職した日において、既に勤務に服することができなかつた日以後3日を経過しているが、報酬日額給付日額を上回っているため傷病手当金の支給を受けていないとき。 ※ 退職日を含めて引き続き組合員期間が1年間以上ある方で、現職中に発症し連続して3日以上休職に入ったまま退職した方が対象
出産手当金	1年以上組合員であった人が、 出産手当金を支給されたまま退職 したとき。 ※ 出産前後の期間について、特別休暇として給料が保障されている組合員は非該当

短期給付の時効：短期給付を受ける権利はその給付事由が生じた時から2年間行わないときは時効によって消滅します。

留意事項（退職後の給付金受取口座について）

退職後でも、要件に該当すれば、申請により、当支部の給付金を受けられる場合があります。

また、退職後でも、当支部から一部負担金払戻金などを、申請によらず、給付する場合があります。

給付金受取口座は、退職後、少なくとも**6か月間は解約しないでください。**

退職後すぐに口座を解約すると、振込ができなくなります。やむを得ず解約・変更する場合は共済組合にご連絡ください。

住所変更した場合は、**必ず当支部に連絡してください。**

自宅に給付金明細書などを送付する場合があるため、郵便物が確実に届くよう、「§08-003組合員等情報変更申告書（広島支部トップページ>こんなときガイド>様式ダウンロード集>様式ダウンロード（標準報酬・掛金・資格関係））」を提出してください。

(参考) 組合員資格喪失後の短期給付 (4 – 1の補足説明)

給付名	給付額	請求に必要な書類
出産費	子1人につき <u>500,000円</u> (産科医療補償制度の対象分娩でない場合は <u>488,000円</u>) ※ 任意継続組合員のみ附加給付50,000円支給	①出産費・家族出産費・同附加金請求書 ②費用の内訳を記した明細書 ③直接支払制度に係る医療機関との合意文書の写し
埋葬料	<u>50,000円</u> ※ 任意継続組合員のみ附加給付25,000円支給	①埋葬料・同附加金請求書 ②死亡の事実を証明する書類 ③埋葬に要した費用の領収明細書(被扶養者 でない人が請求するとき)
傷病手当金	平均標準報酬日額×2/3=給付日額 <u>給付日額×支給日数</u> (1か月単位) ※ 給付期間は1年6か月 ※ 共済年金等の支給がある場合は、減額調整	①傷病手当金・同附加金請求書 ②生活能力等についての医師の意見書 ③日常生活等に関する申立書 ④請求月の報酬支給額明細書及び給与明細書の写し ⑤退職前の出勤簿の写し ※1 ②、③、④、⑤は初回請求時及び必要とするとき ※2 月ごとの請求となっております。 ※3 2回目以降は直接共済組合に請求書を送付してください。
出産手当金	平均標準報酬日額×2/3=給付日額 <u>給付日額×支給日数</u> (1か月単位) ※ 出産日前原則42日から出産日後56日までの期間 ※ 共済年金等の支給がある場合は、減額調整	①出産手当金請求書 ②請求月の給与明細書の写し

(参考) 一部負担金払戻金

- 組合員期間に医療機関等を受診したときの自己負担額が2万5千円を超えたときは、退職後でも「一部負担金払戻金」を給付します（当支部への申請は不要）。
- 当支部の任意継続組合員にも、この制度が適用されます。
- 他の公的医療保険制度に加入したときは、加入先の医療保険の制度が適用されます。なお、国民健康保険には、このような制度はありません。

一部負担金払戻金とは

医療機関等 1か所での 1か月の窓口負担が2万5千円を超えたとき、その超えた額を、「**一部負担金払戻金**」として給付される、共済組合の附加給付金

総医療費 100万円



※ 1 高額療養費に係る金額は、標準報酬月額で決定されます。マイナ保険証等の提示により適用されます。

※ 2 医療機関等での受診後 3～4か月後に、共済組合から申請不要で給付します。

医療機関等の窓口で、医療費を支払うときに、一部負担金払戻金相当額を軽減することはできません。

(参考) 一部負担金払戻金（計算例）

【総医療費100万円であった場合】

定率負担額（窓口負担額） = $100\text{万円} \times 3\text{割} = 30\text{万円}$

療養の給付（共済組合負担額） = $100\text{万円} \times 7\text{割} = 70\text{万円}$

高額療養費 = (総医療費 × 自己負担割合) - 高額療養費算定基準額

高額療養費算定基準額 = $80,100 + (1,000,000 - 267,000) \times 1\%$
= 87,430円

高額療養費 = $300,000 - 87,430 = 212,570\text{円}$

自己負担額 = 87,430円

一部負担金払戻金 = $(300,000 - 212,570) - 25,000$
= 62,430 【100円未満切捨】 = 62,400円

最終自己負担額 = $300,000 - (212,570 + 62,400) = 25,030\text{円}$